

参考資料

山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会

関係条例・規則等

○山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会に関する規則

平成23年10月19日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づく山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織運営その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取)

第2条 市長は、非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額（以下「非常勤職員の報酬の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ非常勤職員の報酬の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、山陽小野田市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成17年3月22日

条例第30号

改正 平成17年5月31日条例第215号

平成17年8月1日条例第218号

平成18年3月29日条例第9号

平成18年6月29日条例第32号

平成18年12月25日条例第53号

平成19年3月9日条例第2号

平成19年10月4日条例第31号

平成20年9月18日条例第24号

平成21年9月24日条例第26号

平成22年3月30日条例第8号

平成22年9月16日条例第29号

平成22年12月28日条例第38号

平成23年7月1日条例第11号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市の執行機関の附属機関（次条において「附属機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年5月31日条例第215号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年8月1日条例第218号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第9号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月29日条例第32号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月9日条例第2号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成19年10月4日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月16日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市行政改革推進審議会	山陽小野田市の行政改革について、市長の提案に応じて調査し、審議し、意見を述べること。
	山陽小野田市自治基本条例審議会	山陽小野田市の自治基本条例について、市長の提案に応じて調査し、審議し、意見を述べること。
	山陽小野田市特別職員報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額について調査し、審議し、答申すること。
	山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会	非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額について調査し、審議し、答申すること。
	山陽小野田市名誉市民審査会	山陽小野田市名誉市民条例（平成17年山陽小野田市条例第4号）に係る表彰の候補者の表彰の適否を審議し、答申すること。
	山陽小野田市表彰審査委員会	山陽小野田市表彰条例（平成17年山陽小野田市条例第5号）に係る表彰の候補者の表彰の適否を審議し、答申すること。
	山陽小野田市スポーツ及び芸術文化奨励	山陽小野田市スポーツ及び芸術文化奨励賞条例（平成17年山陽小野田市条例

山陽小野田市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開に関する要綱

平成21年11月 6日制定

平成22年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市に住所を有する者（以下「市民」という。）及び学識経験者等の意見を聴き、山陽小野田市（以下「市」という。）の政策の企画、立案等に反映させることを目的として設置されている市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開及び議事録の公表を行い、もって政策形成過程からの市民の市政への参画を促進するとともに、市政の公正の確保と透明性の一層の向上を図るため、必要な事項を定める。

(対象会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより設置された市執行機関の附属機関における審議会等（以下「審議会等」という。）の会議及びこれに類する会議（以下「会議」という。）とする。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該会議の全部又は一部を公開しない。

- (1) 法令、条例、要綱等の規定により、会議を公開しないこととしている場合
- (2) 会議において、山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）第9条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合

(会議の非公開の決定)

第4条 会議の全部又は一部を非公開とするかどうかの決定は、審議会等の長が、当該審議会等の委員の意見を聴いて行う。

2 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、市民が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の周知)

第5条 会議の開催は、第3条ただし書に規定する全部を公開しないとされた場合を除き、市ホームページに掲載する方法により周知する。

2 会議を所管する課等は、会議の開催が決定したときは、総務課に通知するものとする。

(会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、当該審議会等の長に対して傍聴の申込みを行う。

2 傍聴者の定員は、会議室の規模を勘案して、会議ごとに当該審議会等の長が定める。

3 傍聴しようとする者が定員を超えるときは、先着順により決定する。ただし、当該審議会等の長が必要と認めるときは、抽選により傍聴者を決定することができる。

(会議の秩序維持)

第7条 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう当該会議の秩序維持に努めなければならない。

2 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者

(2) ビラ、プラカード又は旗の類を所持している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

3 傍聴者は、会議が開催される時刻までに、傍聴席に着席するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議中みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 発言し、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。

(4) はち巻き、腕章等をしないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 携帯電話を使用しないこと。

(7) その他会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

- 4 傍聴者は、審議会等の長の許可を得た場合を除いて、会議において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。
- 5 傍聴者は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。
 - (1) 審議会等の長が会議を非公開とすることを宣言し、当該審議会等の委員の意見を聴いて、傍聴者の退場を命じたとき。
 - (2) 傍聴者が守るべき事項に違反し、審議会等の長が、当該審議会等の委員の意見を聴いて、退場を命じたとき。
- 6 会議を公開するときは、会議の資料を傍聴者の閲覧に供する。
- 7 資料の写しの作成が可能な場合は、写しの作成及び送付に要する費用を傍聴者の負担として交付することができる。

(公表用議事録の作成)

第8条 審議会等の長は、公表用議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、会議の概要又は発言要旨を記録したものであって、会議の経過及びその結果の要点がわかるよう記載するものとする。
- 3 第1項の議事録に記載する事項に非公開事項が含まれる場合は、当該事項を除いたものとする。

(公表用議事録の閲覧)

第9条 前条第1項の議事録は、市長決裁の後、配付した会議の資料のうち主なものととも、市ホームページにおいて閲覧に供する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(公文書の公開義務)

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、免許等に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名（公開することにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。）

オ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護する

ため、公開することが必要と認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から市民生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であつて、公開することが公益上特に必要と認められるもの

(4) 市又は国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関の内部若しくは相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関して作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(5) 市又は国等が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業に係る適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
(公文書の部分公開)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に分離することができるときは、当該部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

○山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例

平成17年3月22日

条例第44号

改正 平成17年5月31日条例第212号

平成17年11月11日条例第228号

平成18年3月29日条例第8号

平成18年3月29日条例第15号

平成18年4月1日条例第28号

平成18年6月29日条例第34号

平成19年3月28日条例第6号

平成19年5月25日条例第19号

平成20年9月18日条例第25号

平成22年3月30日条例第13号

平成24年3月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会の委員
- (2) 監査委員
- (3) 公平委員会の委員
- (4) 農業委員会の委員
- (5) 教育委員会の委員
- (6) 固定資産評価審査委員会の委員
- (7) 芸術顧問
- (8) 選挙管理委員会が事務を管理する公の選挙又は投票における選挙長等
- (9) 介護認定審査会の委員

(10) 障害者自立支援認定審査会の委員

(11) 前各号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員

2 この条例の規定は、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。第8条において「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員で、前項に掲げる非常勤職員を兼ねるものには適用しない。

（報酬の額）

第3条 前条第1項第1号から第10号までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 前条第1項第11号に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額5,300円（特殊な勤務条件にある者にあつては、5,300円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額）とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人がその職務のために公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項本文若しくは第48条の2第3項の規定により読み替えて準用する同法第40条第1項本文（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条及び法第85条第1項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則（平成18年山陽小野田市規則第34号）第34条においてその例によることとされた場合を含む。）、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第51条第1項本文若しくは第60条第3項の規定により読み替えて準用する同法第51条第1項本文又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する投票所又は期日前投票所の開かれた時刻から閉じられた時刻まで（以下「開所時間」という。）の間に従事した時間（以下「従事時間」という。）が開所時間に満たない場合は、これらの者の報酬の額は同表に掲げる報酬の額を開所時間数で除して得た額に従事時間数を乗じて得た額（そ

の額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、出務手当及び旅費の2種とする。

- 2 農業委員会の委員が実地調査のため出務したときは、出務回数にかかわらず、その出務した実日数に応じて1日2,000円を出務手当として支給する。
- 3 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表第2に定めるところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、同一日に同項の規定による出務手当の支給を受ける出務と前項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。
- 5 同一日に山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(平成20年山陽小野田市条例第25号)第3条第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と第3項の日当の支給を受ける旅行をした場合又は同一日に第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と同条例第3条第3項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。

(月額報酬)

第5条 月額報酬は、新たに職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までこれを支給する。

- 2 死亡したときは、その月まで支給する。
- 3 第1項の規定により報酬を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 月額による報酬を受けた者で職務の変更に伴い月の途中において、報酬の額に異動を生じたときは、その者に支給すべきその月の報酬の額は、異動した日前及びその異動の日以後の日数に応じて、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合計額とする。

(支給方法)

第6条 この条例に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給については、職員給与条例及び山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53号）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

（報酬に関する特例）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年小野田市条例第28号）又は山陽町報酬及び費用弁償条例（昭和31年山陽町条例第21号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により既に支給された平成17年3月分の報酬は、それぞれこの条例の相当規定による報酬の内払とみなす。

（選挙による農業員会の委員の報酬に関する経過措置）

3 農業委員会の委員のうち、選挙による委員の報酬の額については、この条例の施行の日後において行われる最初の一般選挙により選挙される委員の任期の開始の日の前日までは、別表第1中「

農業委員会会長	月額	44,000 円
農業委員会会長職務代理者	月額	35,500 円
農業委員会委員	月額	33,000 円

」とあるのは「

農業委員会会長	合併前に小野田市農業委員会 の委員であった者	月額	44,000 円
	合併前に山陽町農業委員会 の委員であった者	月額	34,600 円
農業委員会会長職務代理者	合併前に小野田市農業委員 会の委員であった者	月額	35,500 円

	合併前に山陽町農業委員会 の委員であった者	月額	29,400 円
農業委員会委員	合併前に小野田市農業委員 会の委員であった者	月額	33,000 円
	合併前に山陽町農業委員会 の委員であった者	月額	28,400 円

」とする。

(費用弁償に関する経過措置)

- 4 この条例の規定は、条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、なお合併前の条例の規定による。

(非常勤職員の報酬の特例)

- 5 第2条第1項第1号から第6号まで、第9号（審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。）及び第10号（審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。）に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とし、第9号及び第10号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあるのは「1,000円」とする。

- 6 当分の間、第3条第2項中「5,300円」とあるのは「1,000円」とする。

- 7 第2条第1項第7号に掲げる芸術顧問の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成17年5月31日条例第212号）

この条例は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成17年11月11日条例第228号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月10日から適用する。

附 則（平成18年3月29日条例第8号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第15号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日条例第28号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月29日条例第34号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例第3条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される公の選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された公の選挙又は投票については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

職名	区分	金額
選挙管理委員会委員長	月額	40,000円

選挙管理委員会委員	月額	35,500円
監査委員	市議会議員から選任された者	月額 39,000円
	識見者から選任された者	月額 180,000円
公平委員会委員長	月額	37,000円
公平委員会委員	月額	34,000円
農業委員会会長	月額	44,000円
農業委員会会長職務代理者	月額	35,500円
農業委員会委員	月額	33,000円
教育委員会委員長	月額	74,000円
教育委員会委員	月額	64,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額	5,300円
芸術顧問	月額	200,000円
選挙長	1回につき	10,600円
投票所の投票管理者	1回につき	12,600円
期日前投票所の投票管理者	1回につき	11,100円
開票管理者	1回につき	10,600円
投票所の投票立会人	1回につき	10,700円
期日前投票所の投票立会人	1回につき	9,500円
開票立会人	1回につき	8,800円
選挙立会人	1回につき	8,800円
介護認定審査会委員 (審査判定業務以外の業務の場合)	1日につき (1日につき)	18,380円 (5,300円)
障害者自立支援認定審査会委員 (審査判定業務以外の業務の場合)	1日につき (1日につき)	18,380円 (5,300円)

別表第2 (第4条関係)

職名	区分	日当	宿泊料
	鉄道賃、船賃、航空賃及び 車賃	(1日につき)	(1夜につき)

各種行政委員	山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別表の第1号の適用を受ける者の旅費相当額	2,600円	13,100円
その他非常勤職員	山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別表の第2号の適用を受ける者の旅費相当額		